

委員会提出議案第3号

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の
提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2
項の規定により提出します。

令和2年3月25日提出

南相馬市議会議長 今村 裕 様

提出者 建設経済常任委員長
中川 庄 一

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書（案）

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約 20 万人も減少し、人手不足は深刻化しています。

人手不足を補うための外国人労働者数も対前年比で約 20%増加し、障がい者雇用数も県内民間企業で過去最高を更新、パート労働者、契約社員、派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約 4 割となるなど働き手の多様化も進んでいます。これら、国籍の違い、障がいの有無、雇用形態の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することがあってはなりません。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で働きの価値に見合った水準とすべきです。

また、人口減少による消費者の購買力の低下は、企業活動の縮小や賃金のデフレ化を招き、地域経済へのダメージとさらなる経済の縮小が懸念されます。そして、消費増税による物価変動への影響も無視できません。社員・従業員の定着化を進め、製品やサービスの付加価値向上、モノづくりの生産性向上を前提とした賃金引上げによる消費の喚起と市場拡大を目指す「経済の好循環」が求められます。

よって、南相馬市議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する下記の事項について強く要望します。

記

- 1 福島県最低賃金は、毎年年率 3%程度を目途に引上げを図ること。また 2019 年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」の「より早期に全国加重平均 1,000 円になることを目指す。」とした方針に基づき、相応の引上げを行うこと。
- 2 福島県内の労働力確保、人口流失抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 3 消費増税による物価変動の状況を見極め、増税に見合った最低賃金を担保すること。
- 4 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備すること。
- 5 一般労働者の賃金引上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 2 年 3 月 2 5 日

福島県南相馬市議会議長 今村 裕

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様
福島労働局長 様